

【外来腫瘍化学療法診療料 1 に関する掲示】

当院は、厚生局長へ施設基準に適合する旨の届出を行っており下記診療体制を整備しております。

- 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制の整備
- 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制の整備
- 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催